住所　東京都江戸川区西小岩１丁目29番12号
　王利静　昭和45年３月27日生
住所　東京都調布市飛田給２丁目27番地１
　テレーザ・サナエ・トクヒサ　昭和25年７月19日生
住所　茨城県日立市末広町２丁目８番３―202号
　牛冬慧　昭和50年11月16日生
住所　茨城県つくば市松代４丁目28番地
　張凱萍　昭和53年６月５日生
住所　埼玉県比企郡滑川町大字月輪1499番地32
　リョウジ・ウエハラ・サマルダコフ　平成13年４月30日生
住所　福島県郡山市安積町荒井字遠所20番地
　盛天嬌　平成６年４月30日生
住所　千葉県船橋市夏見４丁目35番３号
　ジョニー・ユウジロウ・ナカヤマ　昭和48年８月８日生
　ジェファーソン・リョウヘイ・ナカヤマ　平成19年８月８日生
　ケイジ・ドゥエテス・ナカヤマ　平成23年１月19日生
住所　千葉県市川市北方町４丁目1810番地７
　ガブリエル・プラド・デ・オリベイラ・アモリン　平成12年３月29日生
住所　東京都葛飾区奥戸６丁目17番６―105号
　陳珊　昭和61年12月６日生

○法務省告示第四百十六号

出入国管理及び難民認定法第七条第一項第二号の基準を定める省令（平成二年法務省令第十六号）の表の法別表第一の二の表の技能実習の項の下欄第一号ロに掲げる活動の項ト欄第十一号ただし書の規定に基づき、平成二十二年五月二十八日法務省告示第二百七十三号の一部を次のように改正する。

平成二十三年八月三十一日

法務大臣　江田　五月

第二号中「平成二十二年七月一日から平成二十三年十一月四日」を「平成二十三年十一月四日から三年を経過する日」に改める。

附　則

この告示は、平成二十三年十一月四日から施行する。

○法務省告示第四百十七号

出入国管理及び難民認定法第七条第一項第二号の基準を定める省令（平成二年法務省令第十六号）の表の法別表第一の二の表の技能実習の項の下欄第一号ロに掲げる活動の項ト欄第二十九号の規定に基づき、平成二十三年一月六日法務省告示第五号の一部を次のように改正する。

平成二十三年八月三十一日

法務大臣　江田　五月

第二号ロの表に次のように加える。

阿部薫	千葉県富里市十倉二千五百三十四	耕種農業
住所　名古屋市港区錦町18番14号 　李龍彦　昭和58年３月９日生 住所　名古屋市中川区野田２丁目178番地 　安商忠　昭和41年10月10日生 　朴智鶴　昭和48年５月13日生 　安勇樹　平成９年２月13日生 　安昌希　平成11年８月12日生 　安知希　平成13年８月11日生 　安成美　平成15年９月11日生 住所　名古屋市中村区草薙町１丁目４番地 　プラティマ・マラカル　昭和58年４月26日生 　ロビンソン・マラカル　昭和59年８月４日生 住所　名古屋市天白区表山２丁目704番地１ 　ダニエル・マウリシオ・ナカマツ・フロレス　昭和58年11月18日生 住所　埼玉県草加市氷川町2151番地11 　趙莉　昭和63年３月23日生 住所　千葉県山武市沖渡626番地23 　金成一　昭和53年１月14日生 住所　千葉県山武市沖渡626番地23 　金直行　昭和56年６月１日生 住所　大阪市生野区生野東１丁目12番12号 　朴泰範　昭和31年５月17日生 　金寿惠　昭和36年10月23日生 　朴昌俊　平成２年４月９日生 　朴珠里　平成４年６月25日生 　朴直輝　平成６年10月14日生		

○外務省告示第三百五号

平成二十三年八月十八日にジャカルタで、プルイット排水機場緊急改修計画のための贈与に関する次の概要の書簡の交換がインドネシア共和国政府との間に行われた。

1　援助の目的及び内容　プルイット排水機場緊急改修計画を実施するために必要な生産物及び役務の購入

2　贈与の限度額　十九億八千五百万円

3　贈与の供与期限　平成二十八年十二月三十一日まで

4　署名者

日　本　側　鹿取克章在インドネシア大使

インドネシア側　ラフマット・ワルヤント財務省債務管理総局長

平成二十三年八月三十一日

外務大臣　松本　剛明

○財務省告示第二百八十四号

関税暫定措置法（昭和三十五年法律第三十六号）第七条の三第七項の規定に基づき、同法別表第一の六に掲げる物品について、平成二十三年度の初日から平成二十三年七月三十一日までの輸入数量を同表の各項ごとに合計した輸入数量を次のように告示する。

平成二十三年八月三十一日

財務大臣　野田　佳彦

関税暫定措置法（昭和三十五年法律第三十六号）別表第一の六に掲げる物品の平成二十三年度の初日から平成二十三年七月三十一日までの輸入数量を同表の各項ごとに合計した輸入数量は、次の表の上欄に掲げる同法別表第一の六の項の区分に応じ、それぞれ同表の下欄に掲げる数量とする。

関税暫定措置法別表第一の六の項名	輸入数量
一	○トン
二	○トン
三	一・一トン
四	七、八一三トン
五	三一二トン
六	五トン
七	二○・五トン
八	一八・七トン
九	一三、七四九トン
一○	一、一四五トン
一一	八、七五九トン
一二	二八、九七○トン
一三	二、二九○、六一八トン
一四	五二○、一○二トン
一四の二	一三一○、○七二トン
一五	三三トン
一六	三、四八七トン
一七	四二、二五六トン
一八	五、六四六トン
一九	五六一トン
二○	九○トン
二一	一○、五六一トン
二一の二	一七五トン
二一の三	一、一八二トン
二四	一一トン
二五	○トン
二六	一、一○七トン
二七	三、八五七トン
二八	○トン
二九	一七四トン

○財務省告示第二百八十五号

関税暫定措置法（昭和三十五年法律第三十六号）第七条の五第三項の規定に基づき、平成二十三年度の初日から平成二十三年七月三十一日までの生鮮等牛肉及び冷凍牛肉の各輸入数量を次のように告示する。

平成二十三年八月三十一日

財務大臣　野田　佳彦

平成二十三年度の初日から平成二十三年七月三十一日までの生鮮等牛肉及び冷凍牛肉の各輸入数量は、次の各号に掲げる物品の区分に応じ、当該各号に掲げる数量とする。

一　生鮮等牛肉　七万三千四十トン

二　冷凍牛肉　九万七千八百七十九トン